

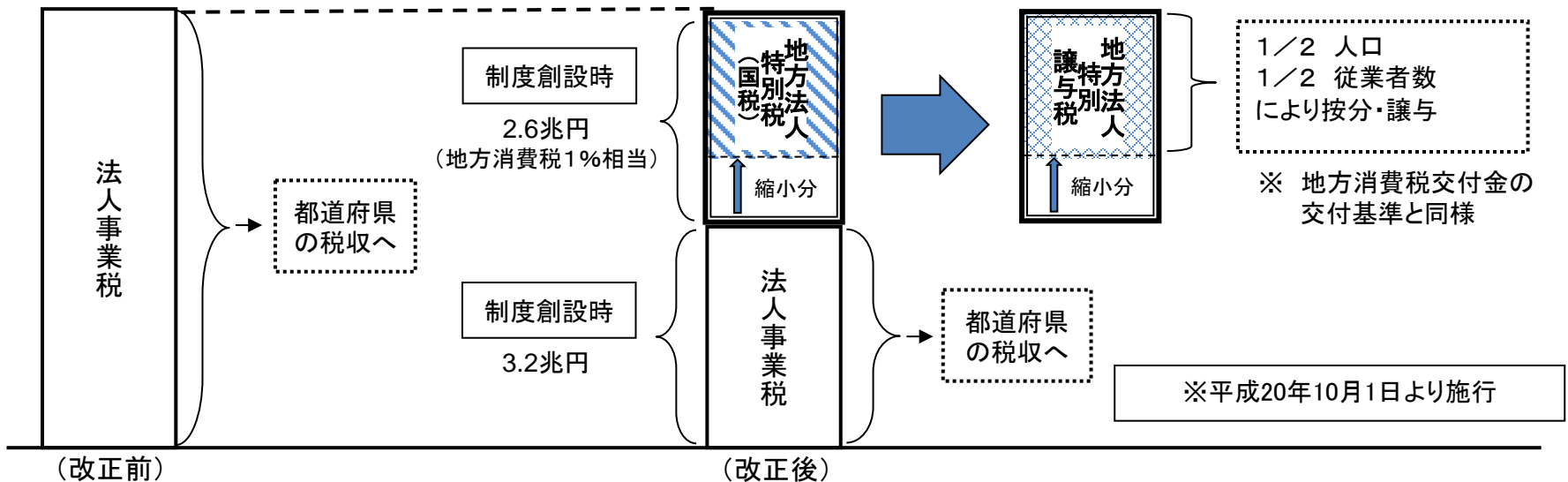
地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の概要

地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

➡ (平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元)

※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。



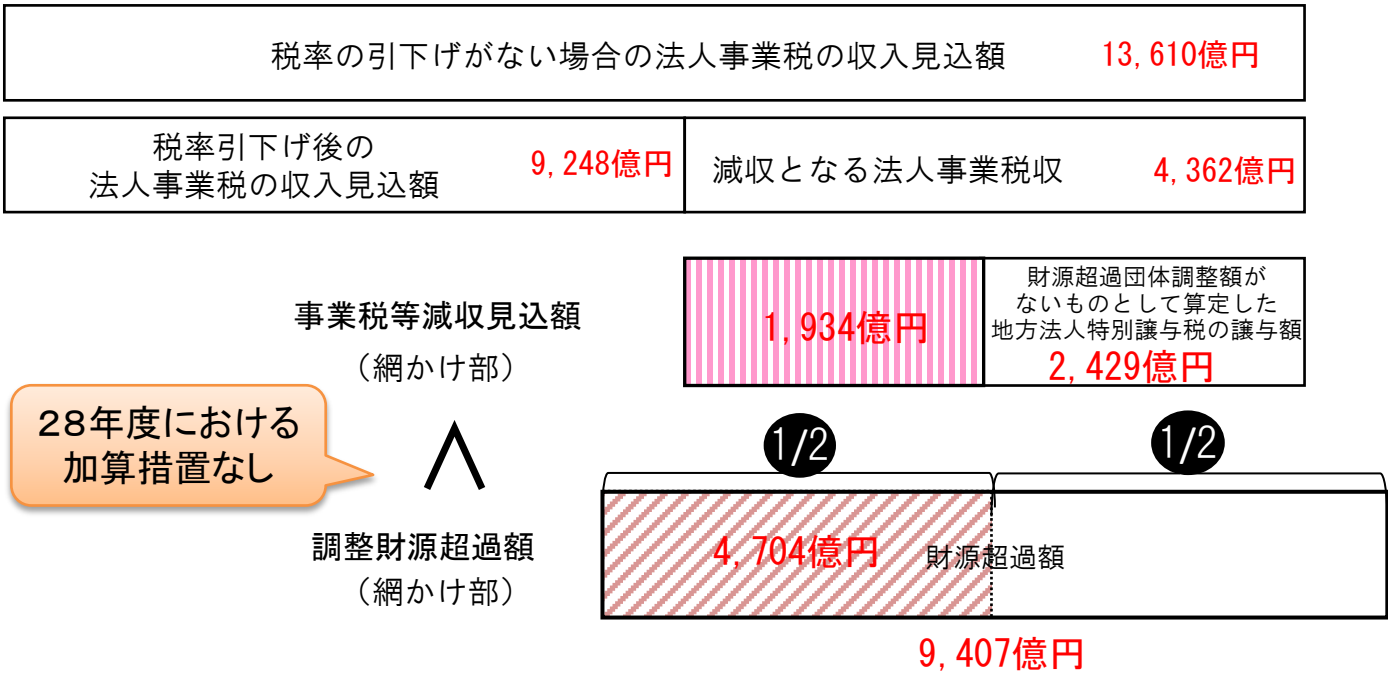
(単位: 億円)

地方法人特別譲与税の算定の仕組み

$$\left(\begin{array}{c} \text{地方法人} \\ \text{特別税} \\ \text{収入額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{財源超過} \\ \text{団体調整額} \\ *1 \end{array} \right) \times \left\{ \begin{array}{c} 1/2 \text{ 人口} \\ 1/2 \text{ 従業者数} \end{array} \right\} = \text{譲与額} *2$$

- *1 財源超過団体調整額とは、財源超過額調整団体における個別財源超過団体調整額の合算額をいう。
- *2 財源超過額調整団体にあつては、上記算定式により算出された譲与額に、当該団体に係る個別財源超過団体調整額を加えた額を譲与する。
平成28年度における財源超過調整団体(平成27年度において普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額が需要額を上回った団体で、個別財源超過団体調整額が発生する団体)は、該当なし。

【東京都における個別財源超過団体調整額の算定】



○ 地方法人特別税等に関する暫定措置法（抄）（平成二十年四月三十日法律第二十五号）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

第三章 地方法人特別税

第一節 総則

（課税の対象）

第六条 法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額には、この法律により、国が地方法人特別税を課する。

第四節 申告及び納付等

（賦課徴収）

第十条 地方法人特別税の賦課徴収は、第八条及び第十六条に定めるものを除くほか、都道府県が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、地方税法第十七条の六第一項第一号の規定に基づき更正又は決定をすることができる期間については、地方法人特別税及び法人の事業税は、同一の税目に属する地方税とみなして、同号の規定を適用するものとする。

（納付等）

第十二条 地方法人特別税の納税義務者は、地方法人特別税を当該都道府県の法人の事業税の納付の例により、当該都道府県の法人の事業税の納付と併せて当該都道府県に納付しなければならない。

2 地方法人特別税及び法人の事業税の納付があった場合においては、政令で定めるところにより、その納付額を第十条又は前条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税の額にあん分した額に相当する地方法人特別税及び法人の事業税の納付があったものとする。

3 都道府県は、地方法人特別税の納付があった場合においては、当該納付があった月の翌々月の末日までに、政令で定めるところにより、地方法人特別税として納付された額を国に払い込むものとする。

第四章 地方法人特別譲与税

（地方法人特別譲与税）

第三十二条 地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額に相当する額とし、都道府県に対して譲与するものとする。

(各都道府県に対する譲与額)

第三十三条 毎年度、各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、地方法人特別譲与税基本額（次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき地方法人特別譲与税の総額に相当する額から財源超過団体調整額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。次条第二項において同じ。）であん分した額及び地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による従業者数をいう。次条第二項において同じ。）であん分した額の合算額（財源超過額調整団体にあつては、当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る個別財源超過団体調整額を加えた額）とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 財源超過額調整団体 当該年度の前年度の普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額が基準財政需要額を上回る都道府県であつて、当該上回る額を基礎として総務省令で定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額（次号において「調整財源超過額」という。）が、第二条の規定を適用しないこととした場合における当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額から当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額及び次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき地方法人特別譲与税の総額の見込額について財源超過額調整額がないものとして前項の規定の例により算定した当該都道府県の譲与額として総務省令で定めるところにより算定した額の合算額を控除した額（次号において「事業税等減収見込額」という。）を下回ることとなる都道府県をいう。
- 二 個別財源超過額調整額 財源超過額調整団体における事業税等減収見込額から調整財源超過額を控除した額（当該控除した額が事業税等減収見込額の二分の一に相当する額を超える場合にあつては、当該事業税等減収見込額の二分の一に相当する額）をいう。
- 三 財源超過額調整額 財源超過額調整団体における個別財源超過額調整額の合算額をいう。

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三十四条 地方法人特別譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
五月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の五月から七月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
二月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額

2 各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、前項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額から前条第二項第三号に規定する財源超過額調整額の四分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額」という。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口であん分した額及び各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（同条第二項第一号に規定する財源超過額調整団体にあつては、当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る同項第二号に規定する個別財源超過額調整額の四分の一に相当する額を加えた額）とする。

3 前二項の規定により計算した各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合においては、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方法人特別譲与税の額は、第一項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額からそれらの端数金額を控除した金額とする。

- 4 各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第三十五条 総務大臣は、地方法人特別譲与税を都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該譲与時期において都道府県に譲与すべき額とするものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第三十六条 総務大臣は、第三十三条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方法人特別譲与税の用途)

第三十七条 国は、地方法人特別譲与税の譲与に当たっては、その用途について条件を付け、又は制限してはならない。

○ 地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（抄）（平成二十年七月十八日総務省令第八十六号）

（法第三十三条第一項の人口）

第一条 地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下「法」という。）第三十三条第一項に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した平成二十二年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

（法第三十三条第一項の従業者数）

第二条 法第三十三条第一項に規定する最近に公表された結果による従業者数は、経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号）によって調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数とする。ただし、当該従業者数が公表された後において都道府県の境界にわたって市町村の設置又は境界の変更があったため都道府県の境界に変更があったときは、当該境界変更のあった区域の従業者数を、当該境界変更のあった区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の従業者数から減じたものとして総務大臣が定める従業者数とし、当該区域が新たに属することとなった都道府県については当該都道府県の従業者数に加えたものとして総務大臣が定める従業者数とする。

（法第三十三条第二項第一号の算定方法）

第三条 法第三十三条第二項第一号に規定する当該上回る額を基礎として総務省令で定めるところにより算定した額は、当該年度の前年度の普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額が基準財政需要額を上回る都道府県における当該上回る額とする。

2 法第三十三条第二項第一号に規定する第二条の規定を適用しないこととした場合における当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、当該年度の地方財政計画（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第七条に規定する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類をいう。以下同じ。）に記載された法人の事業税の収入見込額（以下「法人事業税の収入見込額」という。）及び当該年度の地方法人特別税の収入見込額の合算額に、当該年度の前々年度の法人の事業税の収入額の決算額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第五号に規定する標準税率相当分に限る。）（以下この項及び次項において「法人事業税の決算額」という。）の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額として総務大臣が算定した額とする。

3 法第三十三条第二項第一号に規定する当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、当該年度の法人事業税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額として総務大臣が算定した額とする。

4 法第三十三条第二項第一号に規定する財源超過団体調整額がないものとして前項の規定の例により算定した当該都道府県の譲与額として総務省令で定めるところにより算定した額は、当該年度の地方財政計画に記載された地方法人特別譲与税の収入見込額の二分の一に相当する額を各都道府県の人口（法第三十三条第一項に規定する各都道府県の人口をいう。）であん分した額及び他の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数（法第三十三条第一項に規定する各都道府県の従業者数をいう。）であん分した額の合算額とする。